

改正労働者派遣法に基づくマージン率の公開

改正労働者派遣法に基づくマージン率等について、以下の通り公開します。

対象期間	2025年4月1日 ～ 2026年3月31日
派遣労働者数	3名
派遣先数	3社
労働者派遣に関する料金 (1日8h平均)	34,180円
労働者派遣の賃金 (1日8h平均)	23,221円
マージン率	32.1%
労働者派遣法第30条の4 第1項の労使協定を締結 しているか否か	労使協定を締結している 【協定対象となる労働者の範囲】 派遣先で情報処理システム又は情報通信システム に関する運用保守業務等に従事する従業員 【協定の有効期間の終期】 2027年3月31日
キャリア形成支援制度に 関する事項	新人研修 2年次・3年次・4年次研修 役職別新任時研修 すべて費用負担 無償、賃金支給 有給 キャリアコンサルティングの相談窓口（事業部：052-581-7798）
福利厚生に関する事項	社会保険（厚生年金保険、健康保険、雇用保険、労災保険） 福利厚生（有給休暇、健康診断、福利厚生倶楽部等） 教育研修 他